

## 香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金交付要綱

制定 令和 3 年 2 月 17 日

2 畜産第 63083 号

### (趣旨)

第 1 香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成 15 年 3 月 25 日付け規則第 28 号）の定めによるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第 2 養鶏農家において、家畜の伝染性疾病の発生を予防するためには、日頃から適切な飼養衛生管理を実施することが重要である。特に、高病原性鳥インフルエンザウイルスのように野生動物を介して家きん舎等の施設内に病原体が持ち込まれる可能性が高い伝染性疾病に対しては、定期的な、家きん舎等の破損・修繕の点検はもとより、野生動物侵入防止対策の整備が喫緊の課題であり、それに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (補助対象経費、補助率、事業実施主体等)

第 3 本補助金の補助対象経費、補助率、事業実施主体等は、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第 4 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、別に定める期日までに補助金交付申請書（別記様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第 5 知事は、第 4 の規定による交付申請書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする（別記様式第 2 号）。

2 知事は、本県において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された日（令和 2 年 11 月 5 日）以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、申請書に記載する事業との同一性の確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

### (事業の重要な変更等)

第 6 事業実施主体は、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更承

認申請書（別記様式第 3 号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は交付の条件を付することができる。

（事業の遅延等）

- 第 7 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（別記様式第 4 号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第 8 事業実施主体は、補助事業を完了したときは、その日から 30 日を経過した日又は交付年度の 3 月 25 日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第 9 知事は、第 8 の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする（別記様式第 6 号）。

（補助金の交付）

- 第 10 補助金は精算払とする。ただし、すでに着手した事業で必要と認めるものについて、補助金の概算払をすることができる。
- 2 精算払によって補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金の額の確定通知を受理した後に、請求書（別記様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 概算払によって補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、概算払請求書（別記様式第 8 号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

- 第 11 知事は、第 6 の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 5 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる（別記様式第 9 号）。
  - (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(補助金の経理)

第12 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(その他)

第13 この要綱に規定する補助金交付申請書、その他の書類は、家畜保健衛生所長（小豆郡にあつては小豆総合事務所長）を経由して知事に提出するものとする。

2 この要綱に規定するもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

3 事業実施主体は、複数の農場で事業をする場合で、それらの農場が、複数の家畜保健衛生所の管轄となる場合は、事業実施主体の住所地を管轄する家畜保健衛生所へ一括して申請し、他方の家畜保健衛生所へその写しを提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年2月17日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率・補助上限額等	事業実施主体	重要な変更
<p>補助対象となる経費は、次の2つの条件を満たすものとする。</p> <p>1 令和2年11月5日以降に、家きん舎の野生動物侵入防止対策に要した経費</p> <p>2 家畜保健衛生所の家畜防疫員が必要な対策と認められるものに要する経費</p>	<p>1 補助対象経費合計額の4分の3以内とする。ただし、1m<sup>2</sup>当たり又は1か所当たり20千円を上限とする。</p> <p>2 補助上限額は1農場につき、300千円とする。</p> <p>3 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>4 当該補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。ただし、免税事業者においては、この限りではない。</p>	<p>事業実施主体は、養鶏農家等とする。養鶏農家等とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>1 養鶏農家</p> <p>2 養鶏を営む農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第3章に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）</p> <p>3 養鶏を営む農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう）</p> <p>4 1から3まで以外の養鶏を営む農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る）</p> <p>5 株式会社又は持分会社であって農業（養鶏を含む）を主たる事業として営む者</p> <p>6 その他県知事が補助の対象とすることが適当と認める者</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増減</p> <p>4 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増</p> <p>5 設置・修繕場所の変更</p>

香川県知事 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和 年度香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金交付要綱第4の規定により、補助金〇〇〇〇円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容（又は実績）

別記様式第1-1号のとおり

（注1）農場が複数となる場合は、農場ごとに記載すること。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

農場名	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
		円	円	
合 計				

（注1）当該補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。ただし、免税事業者においては、この限りではない。

（注2）農場が複数となる場合は、農場ごとに表を分けて記載すること。

4 事業実施期間

（1）事業着手予定年月日 年 月 日

（2）事業完了予定年月日 年 月 日

5 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
香川県養鶏防疫緊急対 応強化事業補助事業費	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (1) 野生動物侵入防止対策実施予定箇所の写真及び対策の概要  
(実績報告時には、対策実施前後の写真)
- (2) 事業費積算及び事業費の根拠資料
- (3) その他、知事が必要と認める資料

1 農場名：

2 整備内容

(単位：円)

区分	家きん舎 番号等	内容	箇所 (㎡又は所)	単価 (/㎡又は所)	補助対象経費	負担区分		着手及び完了 年月日
						補助金	その他	
設置								着手： 完了：
修繕								
小計 (a)								
消費税 (b)								
合計 (a+b)						①		
補助上限額						②	300,000	
補助金申請額						③	④	

(注 1) 設置・修繕内容は、以下を参考に記載し、設置又は修繕内容が分かるように記載すること。

例：防鳥ネットを設置、配管の隙間にパテを設置、換気扇の開閉弁の修繕、網の修繕

(注 2) 補助上限額は 1 農場当たり 300 千円とする (②の欄)。

(注 3) 補助金申請額は①又は②の少ない方の額を記載すること (③の欄)。

(注 4) ④の欄は、補助対象経費の合計額から補助金申請額 (③) を引いた額を記載すること。

(注 5) 補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

6 添付書類

(1) 野生動物侵入防止対策実施予定箇所の写真及び対策の説明

1 農場名：

申請時		実績時	
家きん舎番号		内容	
家きん舎番号		内容	
家きん舎番号		内容	
家きん舎番号		内容	
家きん舎番号		内容	

※設置・修繕する場所が複数箇所ある場合は、全ての写真を付けてください。

※申請時に取組が完了している場合は、申請時の写真は不要です。実績時の欄に写真を付けてください。



番 号  
年 月 日

事業実施主体名  
代表者氏名 様

香川県知事

令和 年度香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金の交付決定について

令和 年 月 日付けで交付申請のあった香川県養鶏防疫緊急対応強化事業補助金については、香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金交付要綱第 5 の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- この補助金の交付対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった、香川県養鶏防疫緊急対応強化事業補助金に係る補助事業とし、その内容は申請書の内容欄のとおりとする。
- 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。  
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

補助金の額の確定は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

事業実施主体は、香川県養鶏防疫緊急対応強化事業補助金交付要綱（令和 3 年 2 月 17 日付け 2 畜産第 63083 号）及び香川県補助金等交付規則（平成 15 年 3 月 25 日付け香川県規則第 28 号）の定めによるところに従わなければならない。

年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和 年度香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日付け 畜産第 号で補助金交付決定のあった香川県養鶏防疫緊急対応強化事業の実施について、下記のとおり事業を変更したいので承認されたく、香川県養鶏防疫緊急対応強化事業補助金交付要綱第6の規定に基づき申請します。

記

（注）記の記載要領は、別記様式第1号に準ずるものとする。

この場合、同様式中、「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、事業の内容が容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。なお、添付書類については、すでに提出したものに変更があった場合のみ添付すること。

別記様式第4号（第7関係）

年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和 年度香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金事業遅延届

記

- 1 事業担当者名
- 2 事業の内容及び進捗状況
- 3 遅延理由
- 4 遅延に対して講じた措置
- 5 その他

年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和 年度香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 畜産第 号により補助金の交付決定通知のあった香川県養鶏防疫緊急対応強化事業について、下記のとおり事業を実施したので香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金交付要綱第8の規定に基づきその実績を報告します。

記

（注）記の記載要領は、別記様式第1号に準ずるものとする。

補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分に変更がある場合には、変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第6号（第9関係）

番 号  
年 月 日

事業実施主体名  
代表者氏名 様

香川県知事

令和 年度香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金の額の確定について

令和 年 月 日付けで提出のあった香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金  
実績報告書の内容により、香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金交付要綱第9の規定に  
基づき、交付する補助金の額を金 円と確定します。

請求書

（アラビア数字で記載し、頭書きに¥の記号を付し、訂正しないでください。）

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、令和 年度香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金として、上記の金額を精算払いによって交付されたく請求します。

年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
事業実施主体名 印  
代表者氏名

支払の方法	口座振替払	銀行 (支) 店										現金払	隔地払 〔 県外 〕 送金	小切手払
		預金 種目	当座 □	普通 □	口座 番号									
	(7桁)	口座 名義										□	□	□

- 希望する支払の方法の口の箇所にレ印を付してください。
- 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の口箇所にレ印を付してください。
- 現金払は、指定金融機関の店舗名を記載してください。
- 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
- 印影届は、現金払の場合に請求印と同じ印（代理受領者にあつては、代理受領者の印）を押してください。

印影届

年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名

印

令和 年度香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった本事業について、香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和 年 月 日末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 事業の進捗状況

総事業費	補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告	今回請求額 (C)		残額 (A)-(B)+(C)		事業完了 予定年月日
		金額	出来高	月 日 現在の出来高	金額	月 日 現在の予定出来高	金額	月 日 までの予定出来高	
円	円	円	%	%	円	%	円	%	
合計									

2 口座払支払先

金融機関名	支店名	種類	口座番号	フリガナ 口座名義
		普通 当座		

別記様式第9号（第11関係）

番 号  
年 月 日

事業実施主体名  
代表者氏名 様

香川県知事

香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金の交付決定の取消しについて

令和 年 月 日付けで中止（廃止）申請のあった香川県養鶏防疫緊急対応強化事業について、香川県養鶏防疫緊急対応強化事業費補助金交付要綱第11の規定により、交付決定を取り消すこととなったので、通知します。

（なお、当該取消しに係る補助金については、令和 年 月 日までに 円を返還してください。）